

個人情報取扱業務概要説明書

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、生活福祉資金等貸付事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

事務所管部（地域福祉推進部）

<p>個人情報の種類 （本事業にかかわって 取得・利用する個人情報）</p>	<p>次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業面接担当者が相談により把握し、記載した事項</p> <p>(1)総合支援資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借入申込書 ② 健康保険証（写） ③ 住民票（写） ④ 世帯の状況が明らかになる書類 ⑤ 連帯保証人の資力が明らかになる書類 ⑥ 求職活動等の自立に向けた取組みについての計画書 ⑦ 公的給付制度又は公的貸付制度を利用している状況がわかる書類 ⑧ 不動産賃貸契約書（写） ⑨ 入居住宅に関する状況通知書 ⑩ 住宅手当支給対象者証明書 ⑪ 住宅手当・総合支援資金連絡票 ⑫ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票 ⑬ 職業相談確認票 ⑭ 生活福祉資金（総合支援資金）求職活動報告書 ⑮ 生活福祉資金（総合支援資金）貸付金辞退届 ⑯ 生活福祉資金（総合支援資金）償還金支払猶予申請書 ⑰ 失業前の収入状況が明らかになる書類 ⑱ 失業した時期が明らかになる書類 ⑲ 雇用保険の一般被保険者であった者にかかる求職者給付の受給資格が明らかになる書類 ⑳ 金銭消費貸借契約証書 21 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書 22 貸付台帳 23 その他都道府県社協会長が必要と認める書類 <p>(2)福祉資金（福祉費）及び教育支援資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借入申込書 ② 民生委員調査書 ③ 調査意見書 ④ 事業計画書 ⑤ 在学証明書兼確認書 ⑥ 教育支援資金整理票 ⑦ 増・改修計画書
--	---

- ⑧ 医師の診断書
- ⑨ 介護保険対象分の利用者負担額等が記載されたもの(写)
- ⑩ 医療費貸付金による初診券
- ⑪ 罹災証明書
- ⑫ 健康保険証(写)
- ⑬ 住民票(写)
- ⑭ その他、関係機関の証明書及び申込関係添付書類
- ⑮ 生活保護法適用者に対する意見等について(依頼)
- ⑯ 借用書
- ⑰ 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書
- ⑱ 変更届
- ⑲ 償還金支払い猶予に関する申請書類
- ⑳ 償還金支払い免除に関する申請書類
- ㉑ 延滞利子免除に関する申請書類
- ㉒ 延滞証書
- ㉓ 貸付相談等相談記録票
- ㉔ 貸付台帳
- ㉕ その他都道府県社協会長が必要と認める書類

(3) 緊急小口資金

- ① 緊急小口資金借入申込書
- ② 生活福祉資金(緊急小口資金)相談記録及び意見書
- ④ 生活福祉資金借用書 緊急小口
- ⑤ 健康保険証(写)
- ⑥ 住民票(写)
- ⑦ 印鑑証明書
- ⑧ 資金が必要になった理由を証明する書類
- ⑨ 貸付台帳
- ⑩ その他都道府県社協会長が必要と認める書類

(4) 不動産担保型生活資金

- ① 借入申込書
- ② 戸籍謄本
- ③ 世帯全員の住民票(写)
- ④ 世帯全員の市町村民税非課税証明書又は市町村民税均等割課税証明書
- ⑤ 建物及び土地の登記簿謄本
- ⑥ 不動産の公図
- ⑦ 不動産の地籍図
- ⑧ 不動産の位置図
- ⑨ 不動産の測量図
- ⑩ 不動産の建物図面
- ⑪ 不動産の固定資産課税台帳評価価格
- ⑫ 推定相続人の同意書
- ⑬ 民生委員調査書

- ⑭ 福祉事務所長の意見書
- ⑮ 継続的金銭消費貸借契約及び根抵当権設定契約書
- ⑯ 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書
- ⑰ 貸付台帳
- ⑱ その他

(5) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

- ① 要保護世帯向け長期生活支援資金貸付対象世帯通知書
- ② 貸付対象世帯調査書
- ③ 不動産の登記簿謄本
- ④ 不動産の地籍図
- ⑤ 不動産の公図
- ⑥ 戸籍謄本など推定相続人を確認することができる書類
- ⑦ 推定相続人の同意書または推定相続人との調整状況を付記した書類
- ⑧ 借入申込書
- ⑨ 戸籍謄本
- ⑩ 世帯全員の住民票の写し
- ⑪ 不動産の位置図
- ⑫ 不動産の測量図
- ⑬ 不動産の建物図面
- ⑭ 民生委員調査書
- ⑮ 継続的金銭消費貸借契約及び根抵当権設定契約書
- ⑯ 借受人の印鑑証明書
- ⑰ 貸付台帳
- ⑱ その他都道府県社協会長が必要と認める書類

(6) 臨時特例つなぎ資金

- ① 借入申込書
- ② 公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されていることを証明する書類
- ③ 借入申込者の名義の金融機関の預金通帳
- ④ 借用書
- ⑤ 決定等状況届
- ⑥ 臨時特例つなぎ資金貸付決定者に係る照会
- ⑦ 生活福祉資金「緊急小口資金・臨時特例つなぎ資金」貸付希望者意見書
- ⑧ 生活福祉資金の緊急小口資金・臨時特例つなぎ資金（生活保護）連絡票
- ⑨ 生活福祉資金の緊急小口資金・臨時特例つなぎ資金（生活保護）預り票
- ⑩ 貸付台帳
- ⑪ その他都道府県社協会長が必要と認める書類

(7) 緊急小口資金(災害特例)

- ① 生活福祉資金(緊急小口資金「災害特例」)

	<p>愛知県災害被災者支援資金 借入申込書</p> <p>②生活福祉資金（緊急小口資金）貸付相談記録及び意見書 ③生活福祉資金借用書[緊急小口「災害特例」] 愛知県災害被災者支援資金 借用書</p> <p>④運転免許証（写） ⑤住基カード（写） ⑥パスポート（写） ⑦外国人登録証（写） ⑧障害者手帳（写） ⑨健康保険証（写） ⑩住民票（写） ⑪印鑑証明書 ⑫り災証明書 ⑬被災証明書 ⑭勤務先が発行する休業を証明する書類等 ⑮貸付台帳 ⑯その他都道府県社協会長が必要と認める書類</p> <p>(8)愛知県災害被災者支援資金 ①生活福祉資金(緊急小口資金「災害特例」) 愛知県災害被災者支援資金 借入申込書</p> <p>②生活福祉資金（緊急小口資金）貸付相談記録及び意見書 ③生活福祉資金借用書[緊急小口「災害特例」] 愛知県災害被災者支援資金 借用書</p> <p>④運転免許証（写） ⑤住基カード（写） ⑥パスポート（写） ⑦外国人登録証（写） ⑧障害者手帳（写） ⑨健康保険証（写） ⑩住民票（写） ⑪印鑑証明書 ⑫り災証明書 ⑬被災証明書 ⑭勤務先が発行する休業を証明する書類等 ⑮貸付台帳 ⑯その他都道府県社協会長が必要と認める書類</p>
<p>個人情報利用目的</p>	<p>本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の自立の促進を図ることを目的とする。</p>
<p>個人情報の利用・提供</p>	<p>上記の各書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに</p>

方法	<p>に、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。</p> <p>(1)内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請・審査状況管理 ② 貸付状況管理 ③ 償還状況管理 <p>(2)外部への提供</p> <p>貸付審査、償還業務のため、必要に応じて以下に情報を提出する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 愛知県社会福祉協議会 ② 名古屋市16区社会福祉協議会 ③ 転出入先市区町村社協 ④ 転出入先市区町村社協、全社協及び都道府県社協（県を越えての転出入の場合） ⑤ 貸付審査等運営委員会 ⑥ 調査委員会 ⑦ 民生委員及び民生委員・児童委員協議会 ⑧ 連帯保証人 ⑨ 連帯借受人 ⑩ 借入申込書に記載がある借入申込世帯員 ⑪ 関係機関 ⑫ その他
その他の情報	<p>本事業担当者及び本事業利用者にかかわる民生委員は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者及び本事業利用者に関わる民生委員以外には、伝えてはならない。</p>
個人情報保護担当者	<p>地域福祉推進部次長 大熊宗麿</p>
本事業における苦情対応担当者	<p>地域福祉推進部長 中村弘佳</p>
備 考	<p>平成23年4月1日 一部追加</p>